
第4章 計画の内容

基本的施策

基本的施策 1

男女の人権と性を尊重する教育の充実

女性活躍

DV防止



《現状と課題》

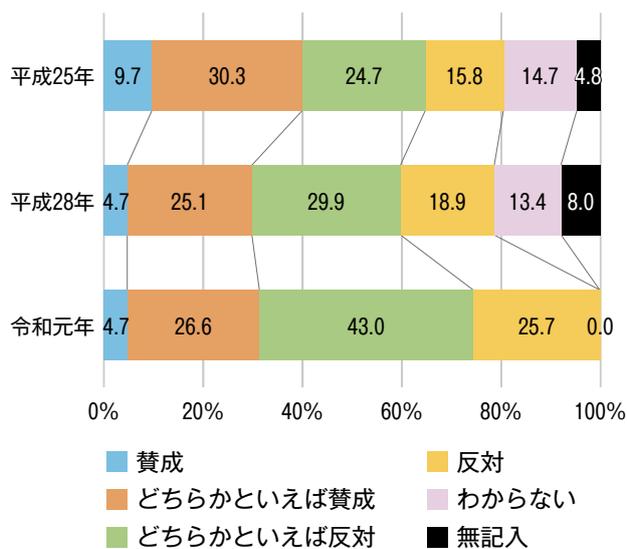
沼津市男女共同参画推進条例において、基本理念の第一に「男女の人権尊重」を位置づけ、男女が互いの人権を尊重し合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮する機会を確保するとしています。(条例第3条第1号)

市民アンケート調査から、男女の固定的な性別役割分担意識¹に反対する女性は71.9%、男性は64.3%と着実に変化が見られるものの、社会によって形成されてきた性別に基づく固定的意識は未だ根強く残っているのが現状です。

男女共同参画社会²を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解するとともに、人権尊重を基本とする男女平等意識の形成を促すための教育や学習機会の充実、情報発信を絶えず続けていくことが大切です。

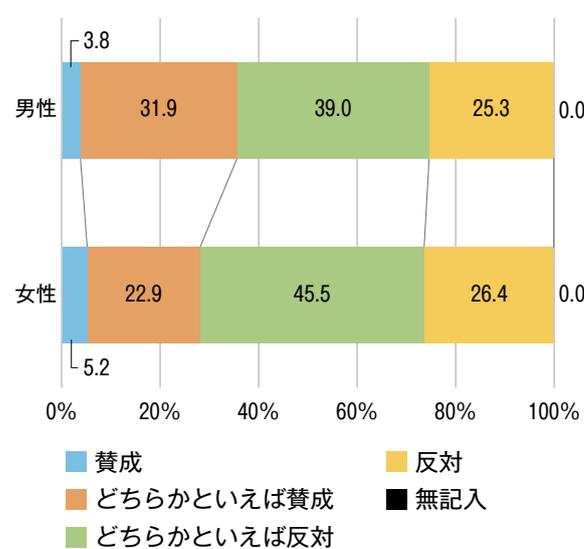
また、人権の尊重においては、男女が互いの身体的性差を理解し合うとともに、すべての人が属するSOGI³(性自認や性的指向)を踏まえた性的マイノリティ⁴への配慮など、性の多様性を認め合い個性を尊重し合う取組が必要です。

男女の役割を固定的に考えることについて



資料：市民アンケート調査

男女の役割を固定的に考えることについて(男女別)



資料：令和元年度 市民アンケート調査

1 性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

2 男女共同参画社会

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義している。

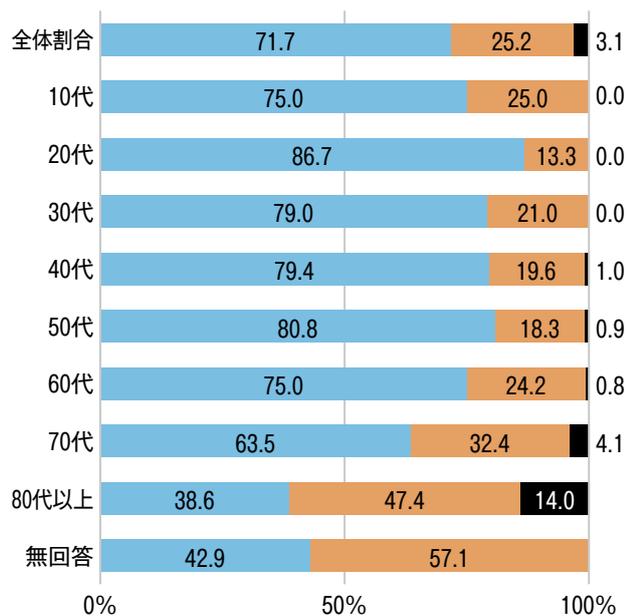
3 SOGI (ソジ・ソギ)

Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字を取ったもの。SOGIはすべての人の属性であり、「自分自身をどういう性だと認識しているか」、「どんな性別を好きになるのか」という性自認や性的指向の「状態」を指す。

4 性的マイノリティ

性的少数者(セクシャルマイノリティ)ともいう。「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。同性愛者(レズビアン、ゲイ)、両性愛者(バイセクシャル)、生物学上の性別と本人が自認する性別が異なる人(トランスジェンダー)の頭文字をつなげたLGBTやLGBTsなどと表現する場合もある。

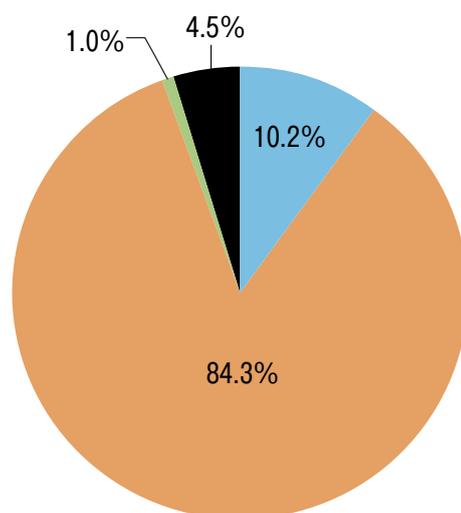
LGBTという言葉の認知度



■ 知っている ■ 知らない ■ 無記入

資料：令和元年度 市民アンケート調査

飲み会や職場、家庭等あなたのまわりで LGBT に関するハラスメントを経験、または見聞きしたことはありますか？



■ ある ■ ない ■ その他 ■ 無記入

資料：令和元年度 市民アンケート調査

施策の方針

(1) 人権を尊重するための意識啓発

性別に関係なく互いの人権を認め、尊重し合う意識の啓発を行います。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|-----------|--|-------|
| 1 | 人権相談の実施 | 人権侵害などにより悩みを抱える被害者に対し、関係機関と連携し、問題解決に向けた的確・迅速な相談窓口を運営する。 | 生活安心課 |
| 2 | 人権尊重の意識啓発 | 刊行物の用語、イラストなどの表現方法について指導し、人権尊重の意識醸成や性別による固定的な役割分担意識の解消や暴力助長の防止を図る。 | 地域自治課 |

(2) 教育・保育の場での人権尊重に関する教育の充実

教育・保育の現場において、子どもたちが性別にかかわらず互いの人権を尊重する意識を育むための教育や学習を実施します。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|-------------|---|-----------|
| 3 | 人権教育(保育の場) | 「ふれあい保育」を通じて、保護者や保育士等への子どもの人権尊重に関する教育を充実させる。 | 子育て支援課 |
| 4 | 人権教育(児童・生徒) | 児童・生徒に対する人権教育に男女共同参画の視点を取り入れるよう働きかけるとともに、保護者に対する人権尊重の啓発や、教職員へ人権尊重に関する研修を行う。 | 学校教育課 |
| 5 | 人権教育(教職員) | 教職員の人権感覚を高めるため、教職員対象の各種研修の機会に、子供一人一人を大切に授業づくり、学級経営等についての指導を行う。 | 教職員研修センター |

(3) 多様な性のあり方の尊重

男女の身体的性差の理解を深めるとともに、性の多様性についての理解・尊重のための学習機会の提供や啓発を行います。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|-------------------------------------|---|---------|
| 6 | SOGI・性的マイノリティの相談体制づくりと性の多様性の学習機会の提供 | SOGI・性的マイノリティに関するスムーズな相談対応の体制づくりを行うとともに、教育や就労の場などにおいて多様な性のあり方を尊重する学習機会の提供や情報発信を行う。 | 地域自治課 |
| 7 | 妊娠・出産に関する支援 | 夫婦で協力しながら子育てができるよう、育児実習や妊婦体験等を通して男性の育児・家事への参画意識を高める。また、グループ討議等により夫婦（男女）の認識を共有し、親となる意識を養う。 | 健康づくり課 |
| 8 | 性教育・性の尊重と支援体制の確立（教育の場） | 小中学校における性教育・性の尊重にかかる副教材を整備するとともに、各学校で、児童・生徒への性教育を行い、性に対する支援体制の確立を図る。 | 学校教育課 |
| | | 若年世代を主な対象として、男女が身体的性差を理解し、互いの人権を尊重し合うことや性の多様性を認め合うこと等により、望まない妊娠を防ぎ、自らのライフプランを考えるための知識の普及・啓発を図る。 | 健康づくり課 |
| 9 | 市窓口における多様な性に対する配慮 | 市民課窓口において、多様な性の理解を深める課内研修を行うとともに、性別の取り扱いなどについて配慮ある対応を行う。 | 市民課 |
| | | 国民健康保険被保険者証等の氏名、性別欄の表記について、申し出への対応を整理するとともに、対応マニュアルの作成、所属職員への研修を行う。 | 国民健康保険課 |

(4) 男女共同参画推進のための情報発信・情報提供

あらゆる分野での男女共同参画に関する意識の醸成や、環境づくりのための情報収集・広報活動の充実を図ります。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|-----------------------|--|-------|
| 10 | 男女共同参画推進の調査やデータ収集 | 男女共同参画推進のための基礎データを収集するとともに、定期的な調査を実施し現状把握を行う。 | 地域自治課 |
| 11 | SNS・ホームページなどを利用した情報発信 | SNS・ホームページなどを利用した啓発活動を行い、あらゆる分野の男女共同参画の意識改革を促し、具体的な取組の掘り起こしを行う。 | 地域自治課 |
| 12 | ユニバーサルデザインの推進 | ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進と出前講座の開設等による市民への意識啓発を行う。 | 政策企画課 |
| 13 | 水産業における男女共同参画の情報発信 | 漁協の女性職員等に対し、水産業における男女共同参画に関する情報提供を行う。また、市民（特に若い世代）に対し、水産業における女性活躍事例を伝える。 | 水産海浜課 |
| 14 | 図書館からの男女共同参画の情報発信 | 男女共同参画やDV防止等に関する図書の紹介コーナーを設置し、市民への情報提供及び啓発を図る。 | 市立図書館 |

基本的施策 2

女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV防止



《現状と課題》

ドメスティック・バイオレンス（DV）⁵やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）⁶等の女性等に対するあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成や女性活躍の推進を阻む大きな要因となっています。

令和元年度の市民アンケート調査「DVの被害経験について」によると、本人や親族、友人の一定数が過去に「精神的暴力」、「身体的暴力」、「経済的暴力」などの暴力を受けたと回答しています。また、DVを防止するために、女性の多くが「相談窓口についての周知・PR」や「安全に過ごせる避難場所の確保」、「各相談窓口の増設、強化」などが必要であると回答しています。

DV等の被害者の多くは女性であり、その背景として固定的な性別役割分担意識に起因する男女の上下関係のほか、男女の社会的地位、経済力の格差などの現代社会の構造的問題があると考えられています。また、暴力は、身体的暴力以外の精神的・経済的暴力等がDVであることを被害者が認識しないまま潜在化し、発見が遅れが生じ深刻化していく懸念があります。

さらに、家庭内における配偶者等に対する暴力行為の場合、同居する子どもが見ることで（面前DV）2次的影響が起きるなど、DVは複合的かつ連鎖的で見過ごせない危険が潜んでいます。また、SNS⁷の普及による新たな性的暴力や職場でのパワー・ハラスメント（パワハラ）⁸や、子どもや男性に対する暴力も同様に迅速な対応が求められています。

加えて、令和2年（2020年）に起きた新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を起因とする社会経済活動の混乱で、より生じやすくなった家庭内の暴力等に対しても、きめ細やかな対応が必要とされています。

女性等に対する暴力の根絶のためには、DVは人権侵害であることや、暴力の意味や種類・範囲の広さを一人ひとりが正しく理解し、暴力の未然防止とDVを許さない社会意識の醸成が必要です。併せて、関係機関が緊密に連携し被害者が安心して相談できる体制づくりや、被害者の相談、保護、自立に向けた支援を行うとともに、再発や深刻化を防ぐ切れ目のない支援を行う必要があります。

5 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者・恋人などの親密な関係にある（あった）人々の間におきる暴力のこと。殴る、蹴る等の身体的暴力だけでなく、無視、監視、威嚇、行動を制限するなどの「精神的暴力」、性行為を強要するなどの「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」などがある。また、交際相手などの親密な関係にある若者間の暴力を「デートDV」と呼び、親密になるにつれて暴力が起りやすいとされている。

6 マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

働く女性に対して、妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為をいう。妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うことは男女雇用機会均等法第9条第3項、育児・介護休業法第10条等で禁止されている。

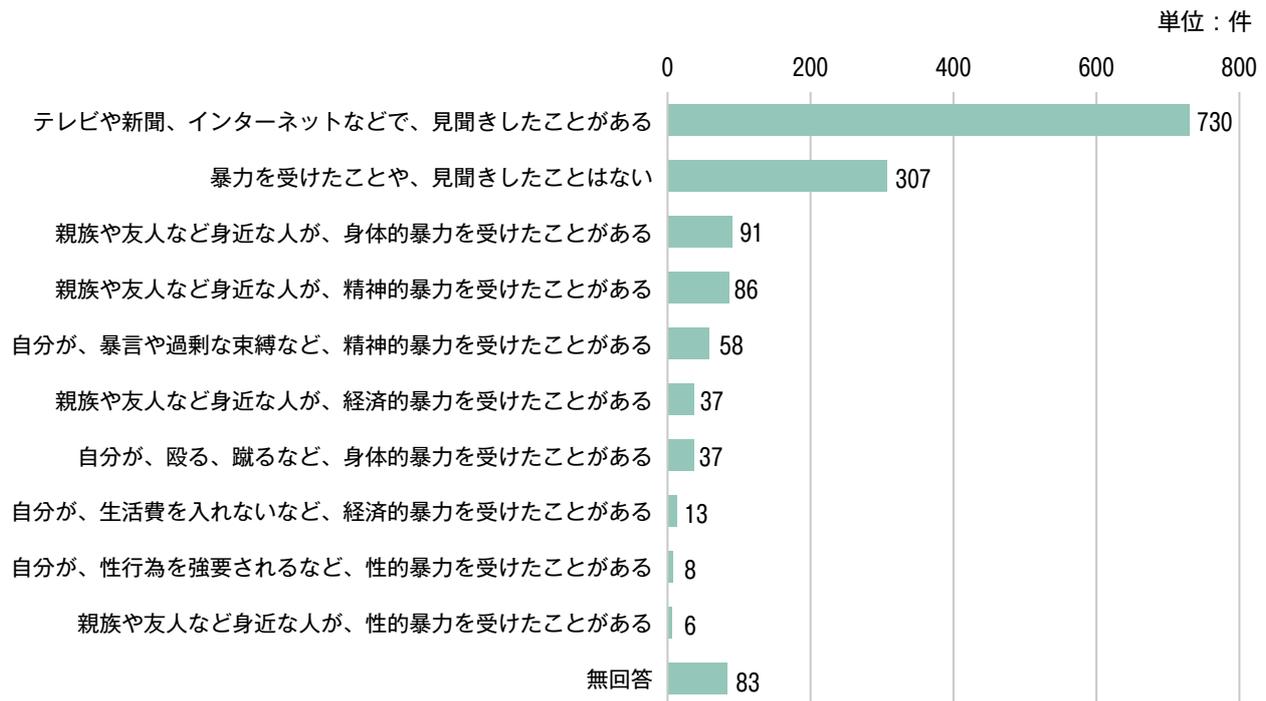
7 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

8 パワー・ハラスメント（パワハラ）

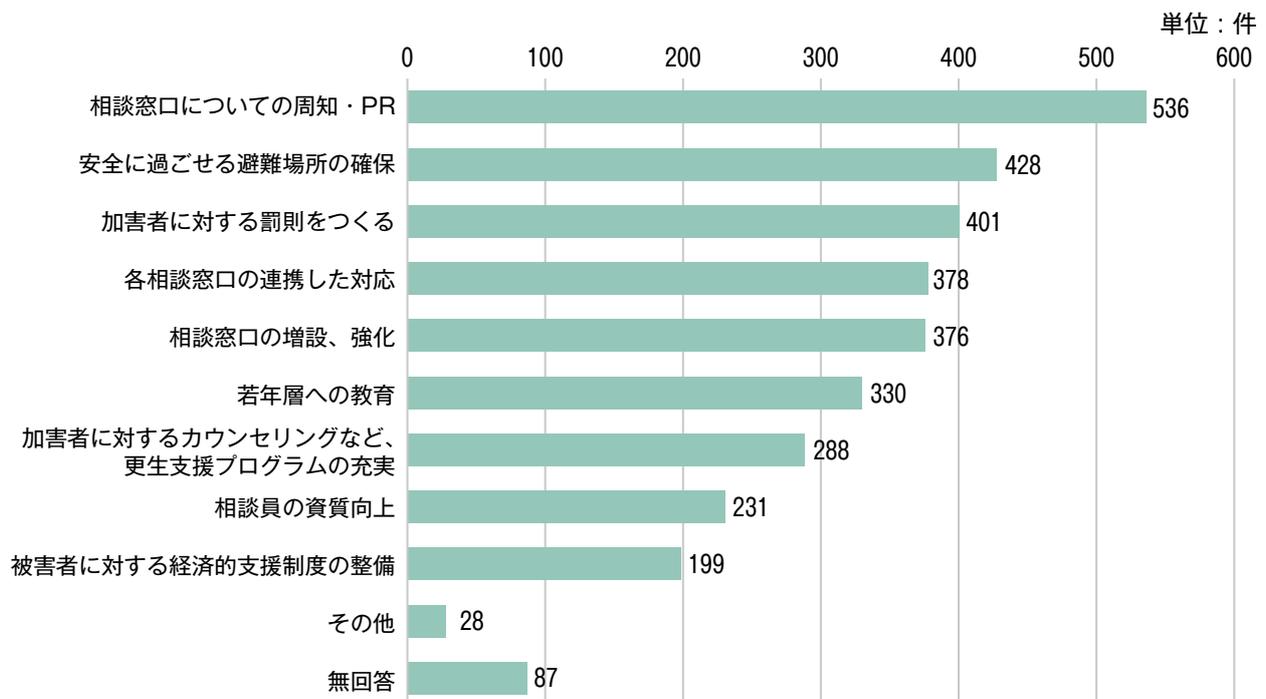
同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。

DV被害経験について



資料：令和元年度 市民アンケート調査

DVを防止するために必要なこと



資料：令和元年度 市民アンケート調査

施策の方針

(5) セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進

セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力の根絶に向けた防止対策の充実を図ります。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|---------------------|--|-------|
| 15 | 女性への暴力防止啓発や防止情報の発信 | セクハラ・マタハラ・DV等の女性への暴力防止に向けた啓発や防止関連情報を発信する。 | 社会福祉課 |
| 16 | セクハラ、マタハラ等の防止（市役所） | 市役所におけるハラスメントの現状を把握し、相談体制の充実とハラスメントの防止に向けた啓発を行う。 | 人事課 |
| 17 | セクハラ、マタハラ等の防止（教育の場） | 教育の場でのハラスメントの現状把握を行い、防止に関する啓発を行うとともに相談体制を充実する。 | 学校教育課 |

(6) 被害者への相談体制の充実と自立支援

セクハラ、マタハラ、DV、児童虐待などの暴力による相談体制の充実と被害者保護や自立支援を行います。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|----------------------|--|--------|
| 18 | DV被害者の相談体制の充実 | DV被害者の早期発見・相談体制づくりと婦人相談員や相談員のスキル向上を図る。(性の多様性に起因するDV相談を含む) | 社会福祉課 |
| 19 | DV被害者の安全な保護 | DV被害者の保護と安全な避難を支援するとともに、関係機関との連携強化を行う。 | 社会福祉課 |
| 20 | DV等の被害者への適切な対応 | 児童虐待等の家庭内暴力を受けていると思われる患者に対して、院内チームで協議し、関係機関と連携しながら対応する。 | 医事課 |
| 21 | 児童虐待に関する相談体制の充実と連携強化 | 被虐待児及びその家庭に対する相談体制の充実、関係機関との連携強化を図り、継続した個別指導や見守りを実施する。経済的困窮やDV被害等を受けた母子世帯に自立に向けた就労等の生活支援を行う。 | こども家庭課 |
| 22 | DV被害者の自立支援 | 被害者の自立に向けた生活支援(含子どもの支援)と二次被害を起こさないよう支援体制を強化する。 | 社会福祉課 |
| 23 | DV被害者や生活困窮の世帯への学習支援 | 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯にある子どもへの学習支援を行う。 | 社会福祉課 |

基本的施策3

男女の生涯にわたる良好な健康づくりの支援



《現状と課題》

男女が互いの身体的性差を理解し、生涯にわたり心身ともに健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の形成の前提となるものです。

身体的性差において、女性はリプロダクティブ・ヘルス／ライツ⁹（性と生殖に関する健康と権利）の視点から、妊娠・出産を自身で決定していくことが重要とされています。

また、健康を維持する上で、女性は乳がんや子宮がん、男性は前立腺がんなどの疾患に留意していく必要があります。

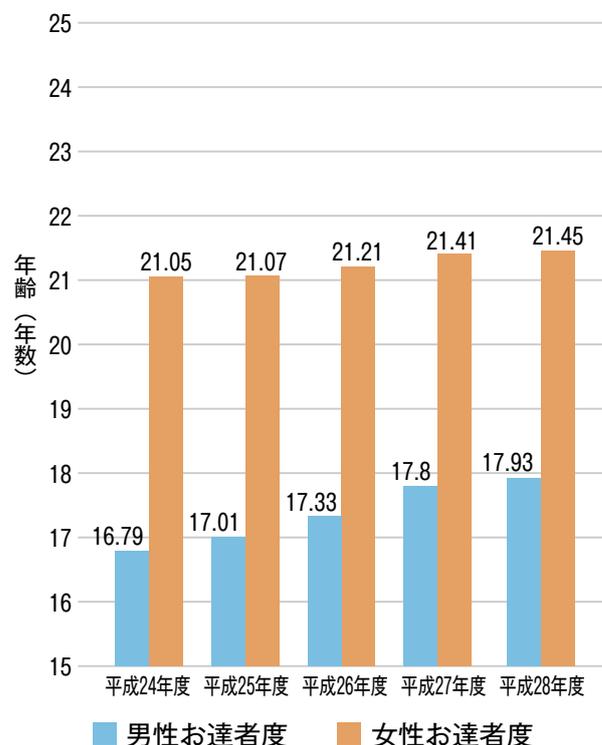
さらに、近年は女性就業者の増加や男性就業者の長時間労働、高齢者や障害のある人の地域での孤立など社会環境の変化に伴い、心身の健康に影響が及ぶ要因が複雑化しており、その変化に応じた対応も求められています。

これらのことから、すべての人が、性差や年代にかかわらず、心身及びその健康について正確な知識や情報を得て、生涯を通じて自らの健康を主体的に保持・増進できるよう、ライフステージごとの課題に応じた健康づくり、生きがいづくりなどの継続的な支援が必要です。

特定健康診査（各年度）

| 受診率 | 平成25 | 平成26 | 平成27 | 平成28 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | 40.0% | 45.0% | 50.0% | 55.0% |
| 実績値 | 35.1% | 36.1% | 37.3% | 37.7% |
| 実施率 | 平成25 | 平成26 | 平成27 | 平成28 |
| 目標値 | 35.0% | 45.0% | 50.0% | 55.0% |
| 実績値 | 17.8% | 21.0% | 20.2% | 20.5% |

資料：沼津市国民健康保険特定健康診査等実施計画

沼津市におけるお達者度^注の推移

資料：静岡県健康福祉部

注）お達者度…65歳から元気で自立して暮らせる期間(年数)

9 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することをめざそうという概念。1994年にエジプトのカイロで開かれた国連の国際人口開発会議において提唱された。これは、人間が安全で満ち足りた性生活を営み、かつ妊娠・出産に関する自由を享受し、自分の性と生殖について身体的・精神的・社会的に満足できる状態であることを表す「リプロダクティブ・ヘルス」とそれを守る権利である「リプロダクティブ・ライツ」を合わせた概念。

施策の方針

(7) 生涯にわたる健康づくりや生きがいつくりの支援

男女が生涯を通じ、健康に生活できるための支援を充実し、ニーズを捉えた施策を進めます。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|--------------------|---|----------|
| 24 | 性差に配慮した健診事業の実施 | 身体的差異などの性差に配慮し、健康管理のための健(検)診事業及び相談事業を行う。 | 健康づくり課 |
| 25 | 性差に配慮した各種スポーツ教室の開催 | 身体的差異などの性差に配慮し、市民の健康づくり・体力づくり活動のための各種スポーツ教室などを開催する。 | ウイズスポーツ課 |
| 26 | 学習機会の提供による生きがいつくり | 市民の生きがいつくりのための学習機会の提供や、誰もが参加できるイベントなどを開催する。 | 生涯学習課 |
| 27 | 博物館等での女性活躍等の紹介 | 博物館等において、女性活躍の歴史や活動を紹介するなど多様な視点から展示を行う。 | 文化振興課 |

(8) 高齢者・障害のある人等の社会参加支援

性別による格差や偏りが生じないように十分に配慮し、高齢者や障害のある人等の相談体制の整備や、社会参加及び自立した生活の支援を行います。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|-----------------------|--|-------|
| 28 | 生涯学習講座・イベントの開催 | 生涯学習の場として高齢者が気軽に参加できる講座・イベントを開催する。 | 生涯学習課 |
| 29 | 高齢者に対する生活や活動支援 | 高齢者が安心して社会生活を送るための生活サポートや職業支援及び高齢者が気軽に参加できるイベントの開催、老人クラブの活動支援などを行う。 | 長寿福祉課 |
| 30 | 障害のある人の人権理解と相談体制・生活支援 | 障害のある人の人権を理解し、社会参加に対する市民のサポート意識の啓発を行う。 障害のある人の自立した生活への支援及び相談体制を整える。 | 障害福祉課 |
| 31 | 生活困窮者に対する自立支援 | 生活に困窮する高齢者や障害のある人に対して社会的自立に向けた支援を行う。 | 社会福祉課 |

基本的施策 4

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性活躍



《現状と課題》

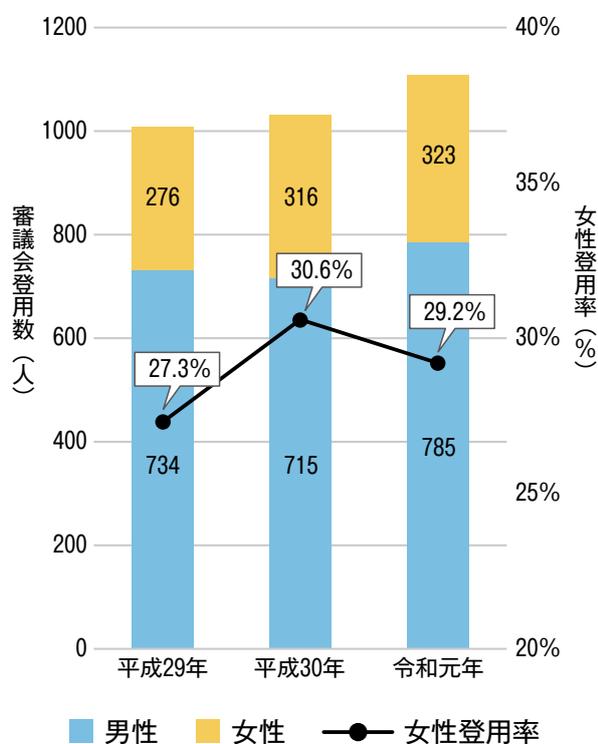
男女が共に責任を分かち合い男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程において女性の参画拡大を進め、多様な意見を公平・公正に反映させて、均等に利益を享受していくことが重要です。

併せて、ポジティブ・アクション¹⁰の実行により積極的な女性の採用・登用を進め、男女間の実質的な機会の平等を図り、経済活動や市民生活などにおいて活力を高めつつ、持続可能な社会を築いていくことが大切です。

これまで、本市は「沼津市附属機関及び懇話会の運営に関する指針」において、市審議会等への女性委員の登用率の目標値を30%と定め、登用の促進に努めてきましたが、令和2年3月31日現在29.2%で目標に近づく進捗は見られるものの、更なる働きかけが必要な状況です。

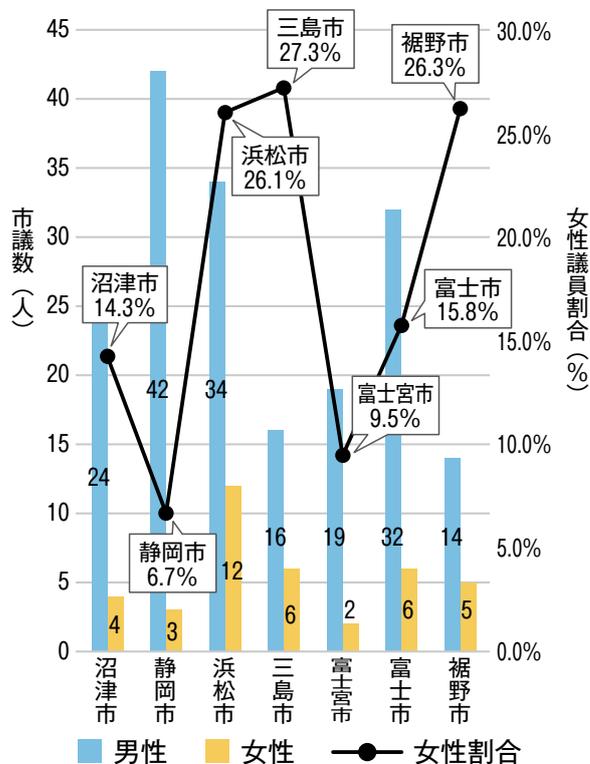
引き続き、政策・方針決定過程への重要な担い手としての女性の役割を再認識し、女性活躍の機会を広げ、能力を伸ばすキャリア教育の取組を行うとともに、政治分野や就労の場における女性のリーダーシップの発揮や意思決定への参画拡大をはじめ、あらゆる分野における女性の登用につなげていく必要があります。また、女性の登用が能力や実績で選ばれることにより、自身の自己実現を図りつつ、キャリア形成の指標となるロールモデルが増えていくことが期待されています。

市審議会等への女性委員の登用率推移



(各年3月31日現在)
資料：沼津市 地域自治課

近隣市議会議員に占める女性の割合



資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

10 ポジティブ・アクション (積極的改善措置)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること。ポジティブ・アクションは男女共同参画基本法で国・地方公共団体の責務として規定されている。

施策の方針

(9) 市の審議会等への女性の参画拡大

政策・方針決定の場での男女の意見が均等に反映されるよう、市審議会等への女性の積極的登用を進めます。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|-----------------------|---|-------|
| 32 | 市の審議会等への女性の登用促進 | 本市審議会等への女性の参画拡大のため、「沼津市附属機関及び懇話会の運営に関する指針」に則り、各課への指導及び周知を行う。(目標：女性委員登用率35%) | 地域自治課 |
| 33 | 政策・方針決定の場に参画する女性の人材育成 | 女性を対象とした研修などを通じて、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育てる。また、政治分野への女性活躍を目的としたセミナーを開催する。 | 地域自治課 |

(10) 市役所・教育の場における女性の積極的登用

ポジティブ・アクションにより市役所・教育の場における管理職等への女性職員の登用を進めるとともに、研修等の充実を図ります。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|----------------------|---|-------|
| 34 | 女性職員の管理職への登用促進(市役所) | 女性職員のモチベーションの向上及び視野の拡大等を図るため、キャリア研修への参加を進めるとともに、女性職員の管理職への積極的登用を推進する。 | 人事課 |
| 35 | 女性職員の管理職への登用促進(教育の場) | 小中学校における女性管理職への積極的登用を行う。 | 学校教育課 |

(11) 企業・各種団体における女性の積極的登用

企業・各種団体における管理職等への女性の登用を進めるため、学習・研修情報や制度情報を提供します。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|------------------------|--|-------|
| 36 | 女性の積極的登用のための学習・研修情報の提供 | 女性の管理職への登用で得られる新しい価値の創造、女性労働者の意欲向上、企業イメージの向上など、多くのメリットを企業・各種団体等が活かせるよう啓発する。 | 地域自治課 |
| 37 | 経営セミナー等の開催と労務制度の情報提供 | ダイバーシティ経営やテレワーク導入等をテーマとするセミナーを開催するとともに、男女雇用機会均等法や非正規雇用の待遇改善に関わる制度の動向、法改正等について情報提供する。 | 商工振興課 |

基本的施策5

社会における女性の活躍推進

女性活躍



《現状と課題》

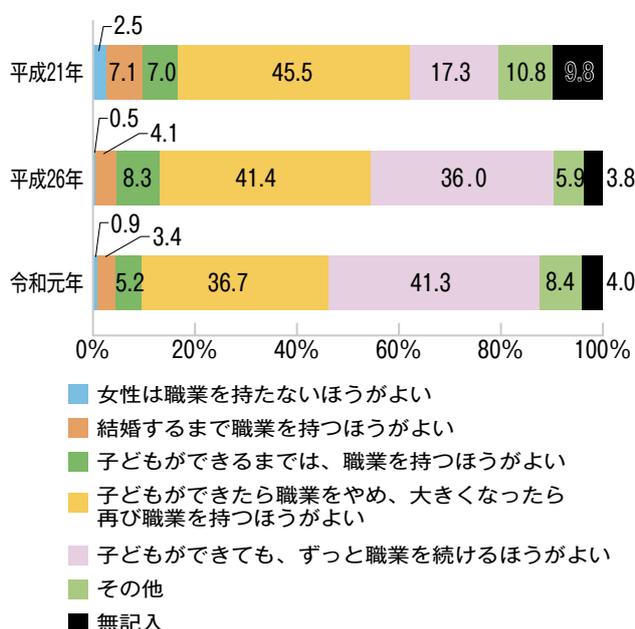
本市の近年における女性労働力¹¹を見ると、30歳代を谷とするM字カーブ¹²化は、平成27年は平成17年に比べ緩やかになっており、出産・子育て期に関わらず女性活躍が進んでいますが、政策・方針決定への女性の参画を含む社会全体における女性の活躍はまだ十分とは言えません。

全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮しながら、職場・家庭・地域等のあらゆる場に活躍を広げていくことが重要です。

また、男女共同参画社会の実現と社会における女性の活躍を更に推進していくため、行政や企業などにおいては、研修会などの学習機会の充実を図るなど、女性のエンパワーメント¹³の支援をしていくとともに、女性自身が意識や行動の変革を図っていくことが大切です。

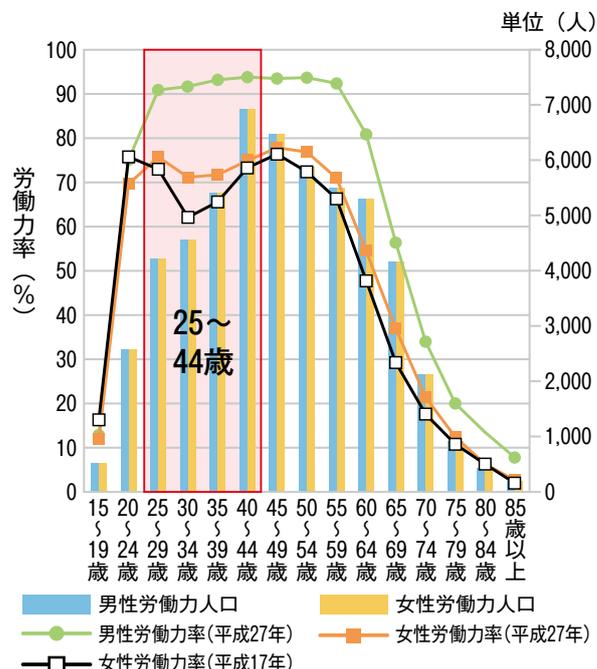
さらに、地域社会においては、女性が役員に就くことが容易となるよう、その環境づくりや仕組みづくりなど、地域の自主的な取組に対する支援や、様々な分野での女性リーダーの人材育成を進めることが求められています。

一般的に女性が職業を持つことについてどう思うか



資料：市民アンケート調査

沼津市における男女別労働力人口



資料：国勢調査

11 女性の労働力率

15歳以上の女性に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。

12 M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴がある。

13 エンパワーメント

力をつけること。政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で、自分で意思決定し行動できる実力をつけること。

施策の方針

(12) 地域活動における女性の参画拡大

地域社会の総合的な方針決定における女性の活躍推進を図ります。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|-----------------------|--|----------|
| 38 | 女性や子育て世代のライフスタイルの情報発信 | まちなかにおいて、自らのスキルを発揮し活躍する女性や楽しみながら子育てをする子育て世代の交流の場を創りつつ、豊かなライフスタイルについて情報発信を行う。 | まちづくり政策課 |
| 39 | 「地域づくり講座」の開催 | 「地域づくり講座」を開催し、地域住民が地域活動を通して、主体的に男女共同参画に取り組めるよう、地域での環境づくりを支援する。 | 地域自治課 |

(13) 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援

女性が社会でより活躍するため、モチベーションアップやエンパワーメント支援を行います。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|-------------------|---|-------|
| 40 | 女性起業家等に対する情報提供・支援 | ぬまづビジネスサポート連絡会を組織し、女性起業家や新規起業創業者に対する課題解決に向けた情報提供・支援を行う。 | 商工振興課 |
| 41 | 水産業における女性参画の支援 | 女性漁業関係者が主体的に取り組む水産関連施設に係るPR支援や催事等における魚食普及活動の支援を行う。 | 水産海浜課 |
| 42 | 女性農業者に対する支援 | 女性農業者等の地域農業に対する考え方を農業施策に反映する。 | 農林農地課 |

基本的施策6

家庭における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

女性活躍



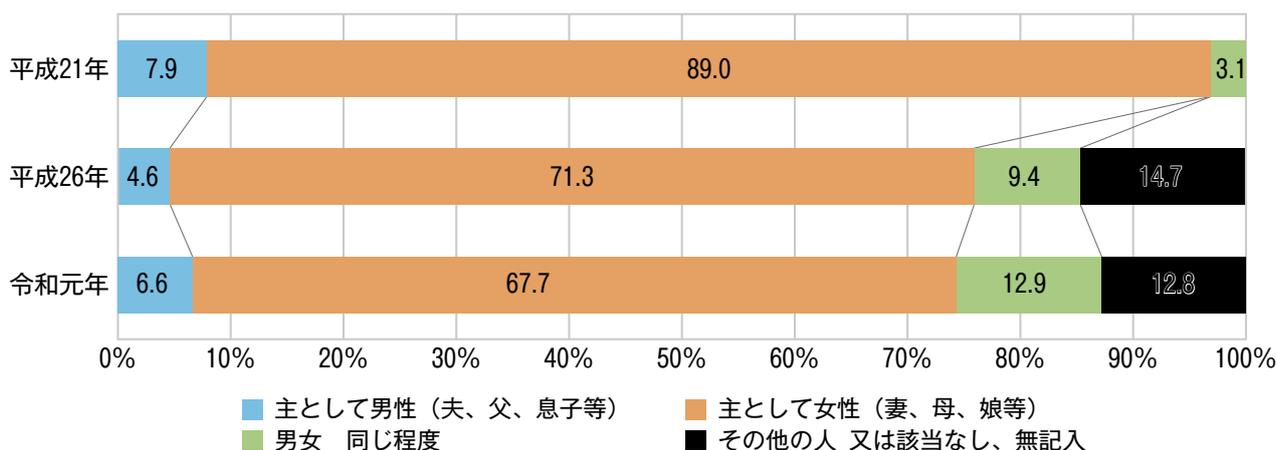
《現状と課題》

近年のライフスタイルの多様化により、共働き世帯や高齢者世帯の増加などにより家庭や地域の姿に変化が見られるなか、時代の変化に対応し安心して心豊かに暮らせる家庭や地域を形成するには、固定的な性別役割分担意識をなくすとともに、男女が共に仕事と家庭生活との両立を図りながら、家族で支えあうことが重要です。

市民アンケート調査では、家庭における家事分担（食事の支度・片づけ、洗濯、掃除）について、男女同じ程度という世帯は増加傾向にあるものの、いずれの年も主に女性が50%以上であり、未だ多くの世帯で女性に偏っている状況にあります。

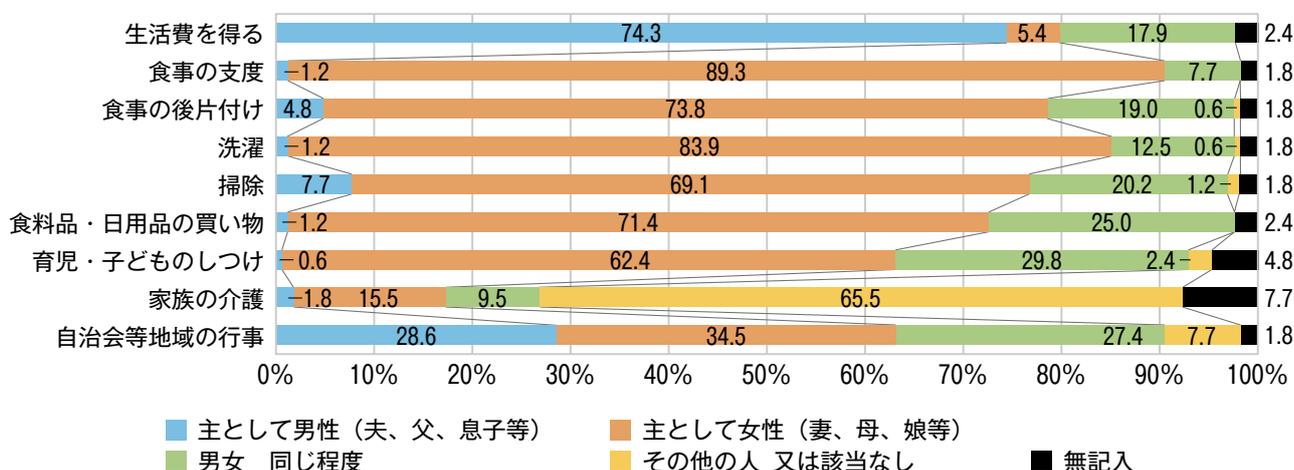
家庭における男女共同参画を進めていくためには、長時間労働を前提とした男性中心型の働き方を見直すとともに、男性が家事等を自らのことと捉え、互いに責任を分かち合いながら、双方が協力して家事・育児・介護等に向き合い参画し、男女が共にワーク・ライフ・バランスを見直し、心豊かな暮らしが実現できるよう促していく必要があります。

家庭における家事分担について（全体）



資料：市民アンケート調査

家庭における家事分担について（子育て世代）



資料：市民アンケート調査

施策の方針

(14) 家庭における男性活躍と心豊かな暮らしの実現

男性の家事・育児・介護などへの主体的な参画を促すことにより、男女が協力し責任を分かち合い、家庭から始める「心豊かな暮らし」を進めます。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|-------------------|---|----------------|
| 43 | 家庭におけるケアワークでの男性活躍 | 男性が育児・家事・介護等のケアワークで活躍できるよう、必要な知識・技術を身につける講座開催などの企画や情報の提供を行う。 | 地域自治課 |
| 44 | 男性の育児への主体的参画の促進 | 子育て支援センターにおいて、男性に対し、育児等への参加について、きっかけづくりの場を提供する。 | 子育て支援課 |
| | | 絵本等の読み聞かせをする男性（読みメン）の普及を図ることで、子どもが父親やおじいさんと一緒に本に親しみ、図書館を利用する機会を増やすとともに、男性が育児参加しやすい環境づくりにつなげる。 | 市立図書館 |
| 45 | 介護知識等の学習機会の提供 | 認知症や介護に関心があり、現在、認知症等の高齢者を介護する市民に対し、男女の区別なく家族ぐるみで、認知症や介護の知識等に関する学習機会を提供する。 | 長寿福祉課 |
| 46 | 介護支援体制と相談体制の充実 | 地域包括支援センターの活用などによる地域での介護支援体制と相談体制の充実を図る。 | 長寿福祉課 |
| | | 介護保険課の窓口で介護離職の話題が出た際、職員が共有している国の介護休業制度等の情報を提供する。 | 介護保険課 |
| 47 | 地産地消と食育の推進 | 農産物の地産地消を推進する農業者等を支援するとともに、すべての年代の男女を対象に地産地消を推進し定着化を図る。 | 農林農地課 |
| | | 男性も参加しやすい食育講座や調理実習を開催する。 | 健康づくり課 |
| 48 | 「ぬまづ暮らし」の推進 | 男女共同参画による中心市街地のまちづくりを推進し、交流人口の増加、定住人口の確保、及び協働のまちづくりへの意識醸成を図るとともに、ヒト中心のまちづくりを展開する。 | まちづくり政策課 |
| | | 「ぬま job」や「沼津市男女共同参画推進事業所」を通して雇用情報を発信し、「ぬまづ暮らし」を推進する。【再掲】 | 地域自治課 商工振興課 |

基本的施策7

家庭における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

女性活躍



《現状と課題》

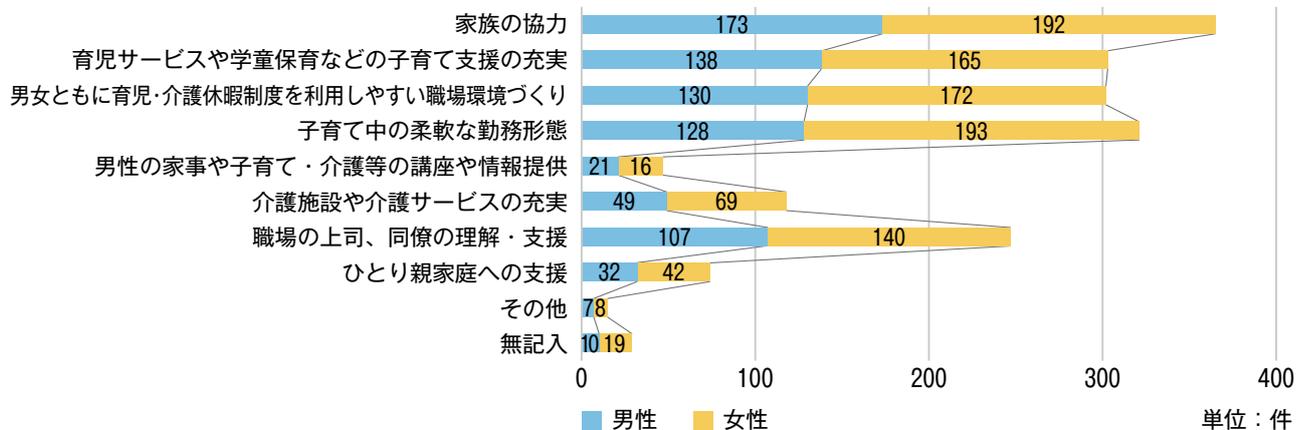
少子高齢化の進行や個人の価値観が多様化するなか、男女がともにそれぞれのライフ・ステージに応じ、一人ひとりの望む生き方ができる社会の実現のため、相互の協力及び社会的支援のもと、働き方改革による労働慣行の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの実現は喫緊の課題となっています。

また、近年の晩婚、晩産化により、育児と親の介護や健康問題を同時に抱える「ダブルケア」に直面する世帯が増えてくることも予想されています。

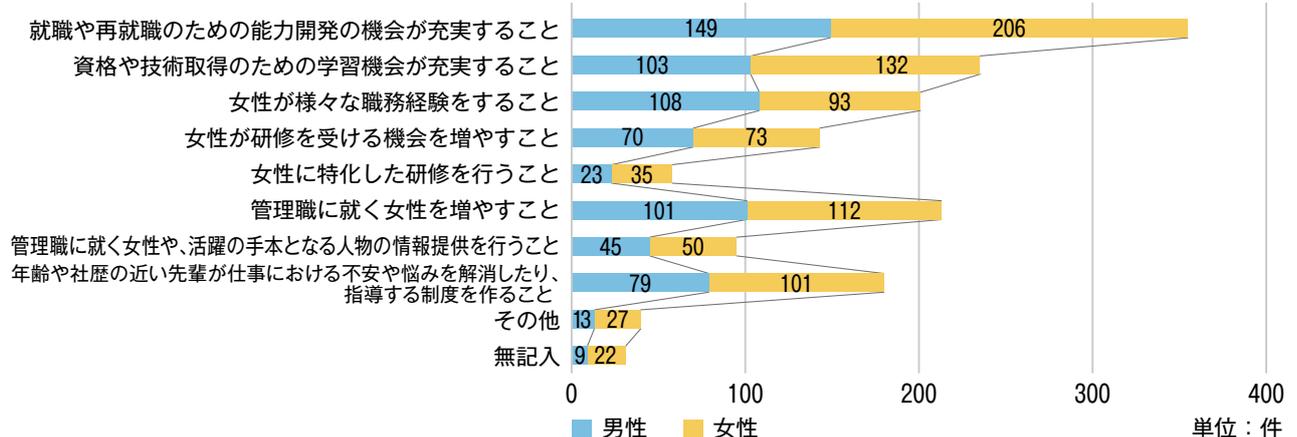
ワーク・ライフ・バランスの推進は、個人の仕事に対するやりがいや毎日の生活に充実感が生まれるとともに、企業においては、生産性の向上や優秀な人材の確保が期待されるなど経営戦略としても重要となっています。

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、多様なニーズに対応した子育て支援等の充実や、職場における誰もが働きやすい環境づくりに取り組むとともに、家庭と職場の男女共同参画がもたらす好循環な作用について広く啓発し、行政と企業等の連携により企業と個人の意識の変革を促していくことが必要です。

女性が働き続けるためにさらに必要な支援・改善



女性が職場でもっと活躍できるようにするために必要なもの



施策の方針

(15) 職場での男女共同参画意識の醸成と男女平等の促進

職場で男女がそれぞれを尊重し、性別によって差別されることなく、個々の能力を発揮することができるよう、積極的な取組を促進するよう啓発活動を進めます。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|-------------------------|--|------------|
| 49 | 子育て世代のワーク・ライフ・バランスの情報発信 | 子育てにやさしい沼津や子育て世代のワーク・ライフ・バランスについての発信等を行う。 | 広報課 |
| 50 | 健康経営の推進 | 健康経営の視点を取り入れ、従業員の健康づくりに取り組む市内事業所等に対し、「こころと身体の健康」の情報提供や、健康相談等を実施する。 | 健康づくり課 |
| 51 | 選挙開票事務における男女平等（市役所） | 選挙開票事務への女性職員の参画を推進する。 | 選挙管理委員会事務局 |

(16) 女性活躍に理解ある事業所の取組推進

職場において、女性の活躍推進の取組を積極的に進める事業所の増加を促進します。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|---------------------|--|-------|
| 52 | 公共調達を通じた女性活躍の推進 | 女性の職業生活における活躍を推進している企業を評価し、優遇する。 | 契約検査課 |
| 53 | 沼津市男女共同参画推進事業所の認定拡大 | 男女共同参画に積極的に取り組む事業所の認定の拡大を図る。 | 地域自治課 |
| 54 | 院内保育所「きらら」の運営 | 院内保育所「きらら」の運営を行うことにより、職員が安心して働き続ける環境を提供する。 | 病院管理課 |

(17) 個人の能力が発揮できる雇用施策・労働環境整備の促進

職場において、性別にかかわらず個人がその能力を十分に発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう労働環境整備への取組を促します。また、女性の就職・再就職に向けた支援を行います。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|---------------------------|---|--------|
| 55 | 合同就職面接会等の開催による女性の就職・再就職支援 | 合同就職面接会の開催など、沼津しごと応援事業の推進により、女性の積極的登用の機会を創出するとともに、女性の再就職の支援や離職後の就業支援を推進する。 | 商工振興課 |
| 56 | ひとり親家庭への支援 | 関係機関と連携し、ひとり親専用相談窓口による情報提供や相談機能の充実を図るとともに、職業資格取得支援給付金の積極的な活用を図り、ひとり親家庭の自立を促進する。 | こども家庭課 |
| 57 | 子育て支援分野の再就職支援 | 子育て支援分野の各事業に従事する職員を確保するため、県で実施する研修への参加を促進する。 | 子育て支援課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|-------------------|--|--------|
| 58 | 子育て期に安心して働ける環境整備 | 保育所の整備等と相互補完のもと延長保育、一時預かり等、地域子ども・子育て支援事業の充実を図る。 | 子育て支援課 |
| | | 放課後子ども総合プランに基づき、全ての就学児童が放課後に安全・安心に過ごすことができるよう事業を推進する。 | |
| 59 | 農業における家族経営協定の締結促進 | 魅力ある農業経営を実現するために、家族間の就業条件や経営の役割分担などの取り決めを行う家族経営協定締結の促進を図る。 | 農林農地課 |

(18) 男性の働き方と職場風土の改革

行政と企業等の連携により、業務の効率化による長時間労働の是正や各種休暇等の積極的取得を推進するとともに、個人や職場風土の意識の変革を促します。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|-------------------------|--|--------|
| 60 | 男性の働き方と職場風土の改革（就労の場） | 働き方改革に関する企画や研修を開催するとともに、ワーク・ライフ・バランス実現への取組を促す情報提供を行う。 | 地域自治課 |
| 61 | 男性の働き方と職場風土の改革（市役所） | ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の推進のため、長時間労働の是正や各種休暇等の積極的取得、テレワークの導入を推進する。 | 人事課 |
| 62 | 男性の働き方と職場風土の改革（教育の場） | 管理職を含め、教職員の勤務時間の現状を見直し、時間外勤務の縮減に向けた環境整備と指導を行う。 | 学校教育課 |
| 63 | 情報化による市民サービス向上と行政経営の効率化 | 沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画に基づき、情報化による市民サービスの向上及び行政経営の効率化を計画的に推進していく。 | ICT推進課 |

基本的施策 8

教育の場における男女共同参画の推進

女性活躍



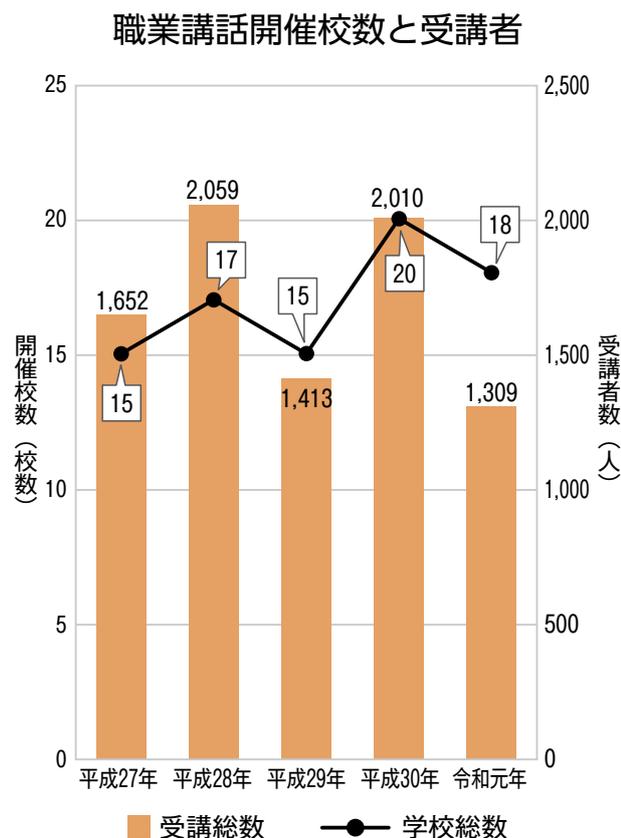
《現状と課題》

男女共同参画を推進するうえで、次世代を担う子どもたちの男女共同参画意識を育むための環境づくりは、児童・生徒が固定的性別役割分担意識等にとらわれず、多様な進路を主体的に選択していくためにも大変重要になっています。

本市では、平成22年度から職業講話を実施し、市内小中学校において製造業や建設業における女性の活躍や、女性消防士や男性看護師の採用が進んでいることなどを伝えるため、多業種から講師を派遣し、様々な職業への興味と感心を高めつつ、性別に関係なく将来の夢や仕事を思い描く、男女共同参画意識の醸成に取り組んでいます。

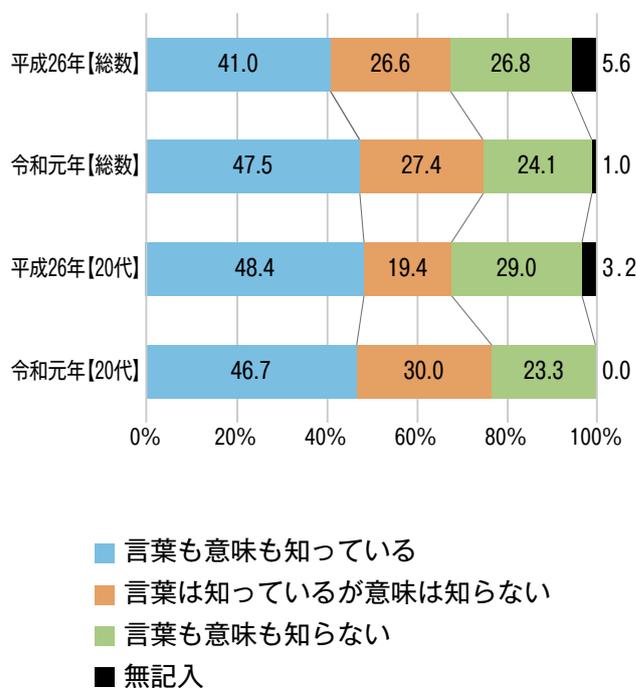
しかしながら、市民アンケートにおいて、男女共同参画社会という言葉の理解度は20代を中心に「言葉は知っているが意味は知らない」との回答が前回調査より僅かであるものの増加しており、一部の若い世代で言葉の意味の理解まで至っていない状況もあります。

このことから、学校教育の場において、児童・生徒に対する男女共同参画とキャリア教育のバランスの取れた学習機会の確保のほか、性別にとらわれない進路指導・就職指導を行う必要があります。



資料：沼津市 地域自治課

「男女共同参画社会」の用語の理解 (総数 vs.20代)



資料：令和元年度 市民アンケート調査

施策の方針

(19) 教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成

教育・保育の場における教職員・保護者に対する男女共同参画の意識改革や、次代を担う子どもたちの男女共同参画意識の醸成を図ります。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|-----------------------|---|--------|
| 64 | 男女共同参画に関する研修の実施(教職員等) | 保育士を対象に、男女平等や共同参画の意識を取り入れた研修を行い、資質を高める。 | 子育て支援課 |
| | | 教職員・保育士等への男女共同参画に関する研修や講座を企画する機関への情報提供等により、研修会等の開催を促すとともに開催支援を行う。 | 学校教育課 |
| 65 | 男女共同参画に係る学習の実施(児童・生徒) | 各校における総合学習や道徳の時間を利用した男女共同参画に係る学習を実施するとともに、授業参観や学級・学年懇談等の際の保護者への啓発を行う。 | 学校教育課 |
| | | 学校教育の場において保育体験・介護体験などの生活体験学習を行う。 | 学校教育課 |
| 66 | P T A活動での男女の偏りない役員登用 | P T A活動の現状を調査し、男女の偏りのない役員登用と活動への参画を促す。 | 生涯学習課 |

(20) 多様な選択を可能にするキャリア教育の推進

性別による固定的な役割分担の慣行にとらわれることなく、個性を活かした多様な進路選択を可能にする、男女共同参画意識の醸成のための学習機会を提供します。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|---------------------------|--|-----------|
| 67 | 多様な選択ができる進路・就職指導 | 児童・生徒に対し、性別にかかわらず個性にあった多様なキャリアを選択できる進路・就職指導を行う。 | 学校教育課 |
| 68 | 職業講話の実施 | 小中学校において、男女共同参画の視点を取り入れた職業講話を行う。また、民間事業所が行う児童生徒へのキャリア教育講話との連携を図る。 | 地域自治課 |
| 69 | 青少年健全育成事業の実施による児童・生徒の教育支援 | 青少年健全育成事業を実施し、青少年が男女共同参画を取り上げる機会を提供する。 | 生涯学習課 |
| 70 | 土木分野の職業情報の提供 | 高校生等に対する土木分野の魅力を発信する講座や現場見学会等を開催する。 | 道路管理課 |
| 71 | 教育相談推進事業による児童生徒及び保護者の支援 | 教育相談推進事業において、悩みを抱える児童生徒に対して、家族を含めた問題状況の把握に努めるとともに、性別に関わらず固有の問題に的確に対応するため、相談員の資質向上に努める。 | 青少年教育センター |

基本的施策 9

地域における男女共同参画の推進

女性活躍



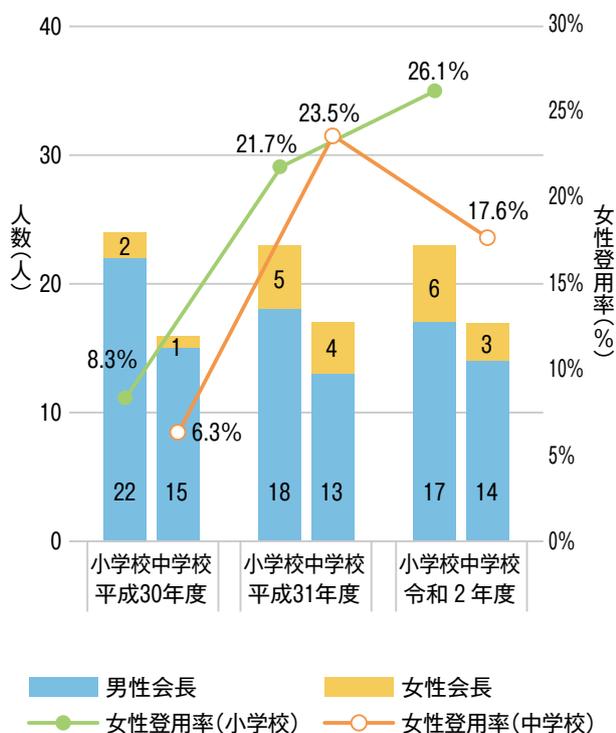
《現状と課題》

地域において誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるには、そこに住むあらゆる世代の人々が地域活動に参画し地域づくりを行うことが重要です。また、持続可能な地域活動のためには、女性をはじめとした多様な立場の人々の意見を取り入れながら運営していくことが不可欠です。

本市における自治会活動、PTA活動は、実際の活動には女性の参加が多く見られるものの、自治会長・PTA会長の女性登用率は、自治会長が2%、公立小学校PTA会長が8.3%、公立中学校PTA会長が6.3%と低く、依然として地域における組織を代表する立場や意思決定の場においては、女性の意見が十分に反映できていない状況です。

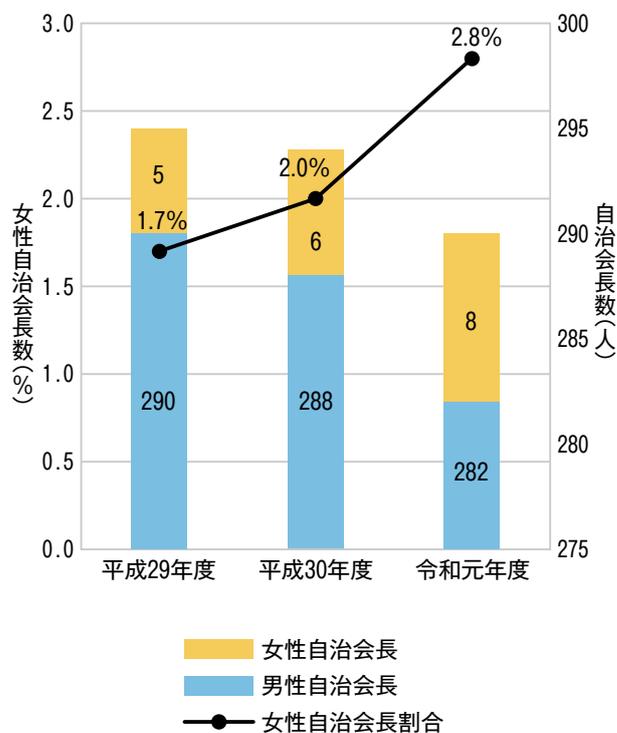
市民アンケート調査において、「女性の意思決定を推進するにはどうしたらいいか」という問いに対し、男女共に多かった考えは「家事・育児の負担を配偶者等の家族が分担すること」、「女性自身の抵抗感をなくすこと」、「女性が意思決定の場に出ることの評価を高めること」、「女性が意思決定の場に出ることの重要性の啓発」であり、家庭における家族の理解を踏まえつつ、地域での女性活躍の啓発・実践・評価を積み重ねていくことが重要です。

公立小中学校におけるPTA役員数の推移



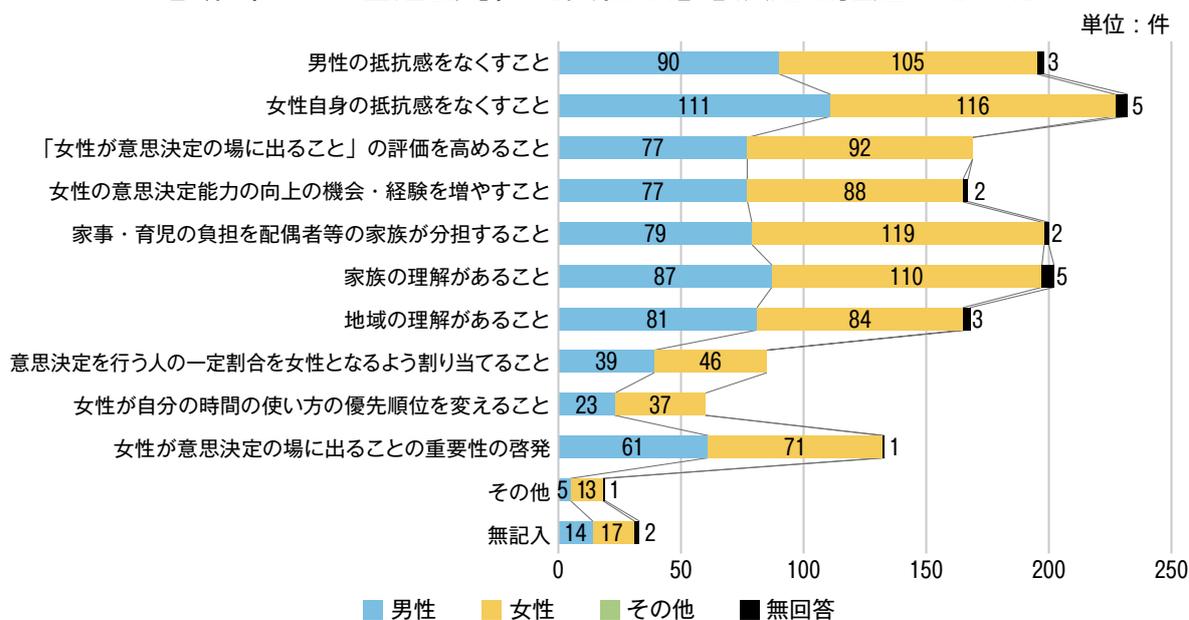
資料：沼津市 地域自治課

沼津市の自治会長に占める女性の割合



資料：沼津市 地域自治課

地域（PTAや自治会等）で女性の意思決定を推進するには



施策の方針

(21) 地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大

男女が共に住みやすい地域づくりを進めるために、性別にかかわらず、ともに地域活動に参画するための支援を行います。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|---------------------------|---|-------|
| 72 | 市民が行う地域活性化の取組支援 | 地域に人のつながりを生み出す取り組みや交流の場づくり、新たなビジネスチャンスの創出など、民間主体の地域活性化の取組を支援する。 | 地域自治課 |
| 73 | 「地域リーダー養成講座」などへの女性の参画支援 | 「地域リーダー養成講座」などへの女性の参加を促進し、自治会や地域コミュニティにおける女性の積極的な参画を支援する。 | 地域自治課 |
| 74 | 自治会や地域コミュニティにおける多様な意見等の反映 | 地域コミュニティ自らが取り組む地域資源を活かしたまちづくり活動において、企画運営への女性の参画を働きかけ、多様な意見やアイデア等の反映を促す。 | 地域自治課 |

(22) NPO・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援

地域社会を支え、女性の活躍の領域となりうるNPOなどとの連携を強化し、市民の参画を促すための情報発信などを行います。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|------------------------|---|-------|
| 75 | NPO活動団体等への情報発信や学習機会の提供 | NPO活動へ市民参加促進のため、男女共同参画の視点を取り入れたNPO活動に関する学習機会の情報を発信する。 | 地域自治課 |
| 76 | 社会福祉協議会やボランティア団体との連携 | 沼津市社会福祉協議会が実施する地域福祉ワークショップやボランティアの育成等に対する支援を通じ、地区社会福祉協議会や地域住民、事業者等、地域福祉の推進に向けた多様な主体の参加や連携を推進する。 | 社会福祉課 |

(23) 男女共同参画社会に向けた地域環境整備

男女がともに働き方や暮らし方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを実現できるように公共空間や施設の環境整備を行います。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|----------------|--|-------|
| 77 | 歩行空間のバリアフリー化 | 街路事業や道路新設改良事業等による幹線道路や生活道路を整備し、誰もが安心して利用しやすい、ゆとりある歩行者空間を創出する歩道整備を行う。 | 道路建設課 |
| | | 交通安全施設等整備事業による歩行空間のバリアフリー化を行う。 | 道路管理課 |
| 78 | 地域住民等と連携した公園整備 | 様々な世代の地域住民や民間事業者からの意見を参考に公園の利活用や整備を図る。 | 緑地公園課 |
| 79 | 公共施設の最適化 | 「沼津市公共施設マネジメント計画（H29.3策定）」に基づき、本市公共施設の最適化を図る。 | 資産活用課 |

(24) 男女のニーズを捉えた防災対策の推進

地域社会を支えるNPO・ボランティア団体などとの連携を充実し、男女のニーズを的確にとらえた防災対策を推進します。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|----------------------------|--|-------|
| 80 | 災害時要援護者避難支援計画の周知及び要援護者への支援 | 災害時要援護者避難支援計画の周知を図るとともに、平常時の避難訓練や声掛け・見守り等に活用するため、地域において避難行動要支援者名簿（同意者名簿）を作成する。 | 社会福祉課 |
| 81 | 多様な視点を取り入れた防災計画の策定 | 多様な視点を取り入れた防災計画の策定と防災体制づくりを行う。 | 危機管理課 |
| 82 | 女性消防団員の活動の充実 | 女性消防団員の活動の充実や、入団を促進するとともに、基本団員数の増加を図る。 | 危機管理課 |

基本的施策 10

国際協調に基づく男女共同参画の推進



《現状と課題》

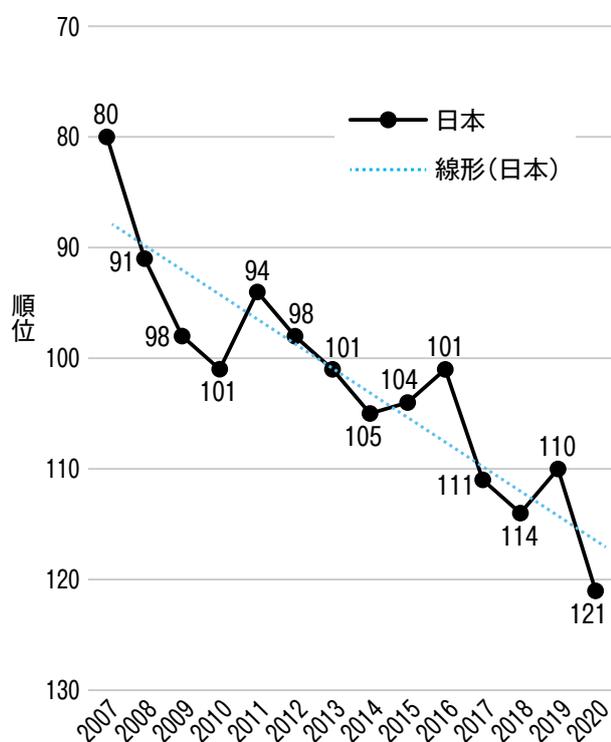
我が国の男女共同参画の現状は、ジェンダー・ギャップ指数¹⁴を見ても、政治分野や経済分野をはじめとして男女格差は依然として大きく、国際的に見て低い水準にとどまっています。

このような中、国連が目指す2030年までの持続可能な開発目標のSDGsと連動し、変化が著しい世界情勢や世界各国の諸活動にも目を向けつつ、男女共同参画に関する国際的な動向を把握しながら、市の施策に対して多様な視点を持ち、柔軟な対応で取り組む必要があります。

本市における在住外国人人口が増加する中、言語や文化の違いなどによる外国人特有の不安を軽減する支援や積極的な交流・情報交換などにより、互いの文化や生活習慣や価値観を理解・尊重し、多様性に配慮した多文化共生社会を築いていくことが求められています。

併せて、各国の女性を取り巻く諸問題や文化・習慣を理解するとともに、在住外国人が地域社会の対等な一員として、個々の能力が発揮できるよう努めていくことが必要です。

日本のジェンダーギャップ指数の推移



資料：世界経済フォーラム (World Economic Forum)

沼津市内における外国人人口の推移



資料：住民基本台帳

14 ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定した経済・教育・保健・政治の4分野の指標から構成された男女格差を因る指数。0が完全不平等、1が完全平等を意味する。日本は153か国中121位(2020年)特に経済・政治分野の男女格差が低水準となっている。

施策の方針

(25) 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供

国際的な動向に目を向け、男女共同参画に関する最新の情報提供を行います。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|-----------------|--|-------|
| 83 | 国際的な動向や情報の収集・提供 | 男女共同参画に関する国際的な先進事例や国・県などの情報を収集し、市民や外国人住民に提供する。 | 地域自治課 |

(26) 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進

多様な文化や価値観の違いを理解し、すべての市民が男女共同参画社会づくりに協力できるように、在住外国人との交流を促進します。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|--------------|---|-------|
| 84 | 「国際交流フェア」の実施 | 在住外国人と市民との交流事業「国際交流フェア」の実施により、国際理解・異文化交流を深めるとともに、国際的視野で男女共同参画についての理解を深める。 | 地域自治課 |

(27) 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実

在住外国人の地域・社会での参画支援や、生活文化の違いによる悩み等の相談体制を整備します。

| 番号 | 項目 | 内容 | 関係課 |
|----|---------------|--|-------|
| 85 | 外国人住民の相談窓口の拡充 | 外国人住民相談窓口の対応言語の拡充により、多様化する相談に応じるとともに、日本の各種制度や生活情報などの情報提供を充実させる。また、日本語習得のための講座開催などにより在住外国人の地域での生活を支援する。 | 地域自治課 |